

神戸市経理適正化外部検証委員会開催要綱

平成22年10月20日

市長 決定

(目的)

第1条 本市における不適正な経理処理の再発防止策の実施状況を確認し、その効果を検証するとともに、さらに実効性の高い再発防止策の策定や経理事務の適正化を推進するため、専門的な見地から幅広く意見、提言を行うため外部の有識者で構成する「神戸市経理適正化外部検証委員会（以下「委員会」という。）」を開催する。

(委員の委嘱等)

第2条 委員会は、市長が委嘱する有識者（別紙）により構成する。

2 委員の任期は、平成23年3月31日までとし、必要に応じて延長することができる。

(委員長)

第3条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は委員の中から市長が指名する。

3 委員長は委員会を総理する。

4 委員長は必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、行財政局行政監察部監察室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

別紙

「神戸市経理適正化外部検証委員会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

名 前	備 考
いとう たけよし 伊東 武是	弁 護 士
うえたに よしひろ 上谷 佳宏	弁 護 士
おおうち 大内ますみ	弁 護 士
おくたに きょうこ 奥谷 恭子	公認会計士
しみず りょうこ 清水 涼子	公認会計士

## 神戸市経理適正化外部検証委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市経理適正化外部検証委員会開催要綱第7条の規定に基づき、神戸市経理適正化外部検証委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般席、記者席及び市会議員席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 一般席で委員会を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章の交付を受けて検討会を傍聴する者の定員)

第4条 傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員は、会場によって委員長がその都度決めるものとする。

(傍聴章の交付等)

第5条 一般席の傍聴希望者は、委員会開会の当日、所定の時間及び場所で傍聴整理簿に名前その他の必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴章は、傍聴整理簿に記入することにより交付するが、傍聴希望者が定員を超える場合は抽選により傍聴者を決定する。

3 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

4 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、委員会の傍聴にあたって、次の事項を守らなければならない。

(1) 会場入室後は静粛にすること。

(2) 委員会における言論に対して、発言、拍手その他の方法により公然と可否の表明をしないこと。

(3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(4) 飲食・喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしたりしないこと。

(6) 全各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影・録音等の禁止)

第8条 傍聴者は会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の委員長の許可を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、委員会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年10月20日から施行する。